三　当該重要経済安保情報の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

四　当該重要経済安保情報の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

ロ　第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

（その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による重要経済安保情報の保護措置）

第十五条　法第九条第一項第一号の政令で定める措置は、同条（同号（イに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により重要経済安保情報の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

一　当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が重要経済安保情報であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であって、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内でするものの方法を定めること。

二　当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

三　当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者に対し、重要経済安保情報の保護の重要性を理解させること。

四　当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。

五　当該提供の目的である業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすること。

六　当該重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。

七　前号に掲げるもののほか、当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。

八　当該重要経済安保情報の伝達の方法を制限すること。

九　当該重要経済安保情報の利用の状況の検査の方法を定めること。

十　当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供をした者に対する報告の方法を定めること。

（適合事業者に関する基準等）

第十六条　法第十条第一項の政令で定める基準は、第十一条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、重要経済安保情報を適切に保護することができると認められることとする。

一　代表者、代理人、使用人その他の従業者（次号及び次条第五号において「従業者」という。）に対する重要経済安保情報の保護に関する教育

二　法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定

2　第十一条第三項の規定は、法第十条第二項の規定による通知について準用する。

（適合事業者との契約において定めるべき事項）

第十七条　法第十条第三項第六号の政令で定める事項は、当該適合事業者による次に掲げる措置及び当該重要経済安保情報に関する第十一条第一項第五号から第十二号までに掲げる措置の実施に関する事項とする。

一　当該重要経済安保情報である情報に係る重要経済安保情報文書等であって当該適合事業者において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号に掲げる措置（法第十条第二項の契約にあっては、当該情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置）

二　当該重要経済安保情報の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

ロ　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。

(1)　法第十条第四項の規定により当該適合事業者から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2)　法第十条第六項の規定により当該適合事業者から当該重要経済安保情報の提供を受けた者

三　当該重要経済安保情報の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

四　当該重要経済安保情報の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ　当該指定に係る旧重要経済安保情報文書等について、重要経済安保情報表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

ロ　第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

五　当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業者について、法第十二条第一項第三号に規定する事情があると認められた場合における当該重要経済安保情報の提供をした行政機関の長（法第十条第二項の契約にあっては、当該重要経済安保情報の指定をした行政機関の長）に対する報告その他の措置

第四章　適性評価等

（適性評価を受けることを要しない者）

第十八条　法第十一条第一項第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　国家公安委員会委員

二　公安審査委員会委員

三　原子力規制委員会委員

四　都道府県公安委員会委員

（評価対象者に対する告知等）

第十九条　法第十二条第三項（法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による告知は、法第十二条第三項各号に掲げる事項を記載した書面の交付により行うものとする。

2　法第十二条第三項の規定による同意は、その旨を記載した書面の交付により行うものとする。

（適性評価調査の実施の方法）

第二十条　内閣総理大臣又は行政機関の長若しくは警察本部長は、法第十二条第四項ただし書又は第五項（これらの規定を法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による適性評価調査を行うに当たっては、評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票の交付（当該質問票の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供）をし、これらの事項についての記載又は記録を求めるほか、運用基準で定めるところに従うものとする。

（国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由）

第二十一条　法第十六条第一項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条第二項の規定に基づく人事院規則で定める降任、免職若しくは降給の事由、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第六十三条の規定による降任若しくは免職の事由又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項の規定に基づく条例で定める休職若しくは降給の事由若しくは同法第二十九条の二第二項の規定に基づく条例で定める降任、免職若しくは降給の事由とする。

（権限又は事務の委任）

第二十二条　行政機関の長は、法第六章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者（防衛大臣及び防衛装備庁長官にあっては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委任した者）に委任することができる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（令和七年五月十六日）から施行する。

（経過措置）

2　法附則第二条の政令で定める日の前日までの間においては、第十一条第一項第四号の規定の適用については、同号中「法第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報」とあるのは「重要経済安保情報」と、「範囲の決定」とあるのは「指名」とする。